

## 【委託料見積前提条件】

委託料については、鎌ヶ谷市放課後児童クラブ運営委託仕様書（以下「仕様書」という。）により、以下の内容で算定すること。

ただし、以下の内容は実際の委託内容とは異なる可能性がある。

### 1 算定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

開所日数は仕様書「第4の3 開設日及び開設時間」とし、「別紙2 年間開所日数、開所日数月別の内訳」を参考にすること。

### 2 見積書の記載内容

- (1) 見積書の算定については、「基本料金」及び「加配人件費」を分けて記載すること。
- (2) 「基本料金」は、業務委託期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の総額とし、人件費、管理費及び運営費など詳細な内訳を記載すること。
- (3) 「加配人件費」は、1時間当たりの時間単価を記載すること。

### 3 従事者の配置等

人件費の算定に係る従事者数については、仕様書「第6 従事者の体制等」とし、「別紙3 年間入会決定児童数・支援員配置人数見込み(月別)」を参考にすること。

### 4 委託者が負担する経費等

委託者が負担する経費等については、仕様書「第9 事業実施に伴う市の業務及び市が負担する費用」以外の経費であり、主な内容については、次のとおりとする。

- (1) 人件費  
従事者等に係る給与、手当、社会保険料、雇用保険料、健康診断料などとする。算定については、「別紙3 年間入会決定児童数・支援員配置人数見込み(月別)」を参照すること。
- (2) 管理費  
旅費、消耗品費、印刷製本費、携帯電話通信料などとする。
- (3) 運営費  
教材費、図書・文具、原材料費、報償費（講師謝礼等）、研修費、おやつ代、日常活動経費及び行事活動経費等とする。  
なお、おやつ代の算定については、仕様書「別紙3 年間入会決定児童数・支援員配置人数見込み(月別)」を参照すること。
- (4) その他経費  
その他運営に必要な経費とする。

### 5 その他

詳細は受託者決定後、協議により決定するものとする。